

大磯町監査公表第 14 号

監査の結果について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和元年 12 月 26 日

大磯町監査委員 脇 國廣

同 清田 文雄

## 監査結果報告書

1. 監査の種類  
定期監査

2. 監査の対象部課等  
産業環境部環境課

3. 監査の範囲及び事務  
平成31年4月1日から令和元年9月30日までに執行された令和元年度の財務に関する事務及び事務事業の執行

4. 監査の実施期間  
令和元年10月24日から令和元年11月25日まで

5. 監査の方法及び監査項目  
平成31年度大磯町監査基本計画に基づき、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼とし、また、職員の働き方改革にも着目し、監査を実施した。  
なお、監査に際しては、監査対象課である環境課より監査説明書、事前調査書及び関係書類の提出を求め審査するほか、関係職員の説明を求め監査を実施した。

6. 所掌事務の概要  
環境施策の企画及び調整、エネルギー政策、省エネルギー及び再生可能エネルギー、環境美化、不法投棄等防止、動物愛護及び管理、公害防止、生活排水、一般廃棄物処理及び減量化・資源化に関することを行っている。

7. 監査の結果  
令和元年度に係る財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について、監査した結果、次に注意する事項を除き、おおむね適正に処理されているものと認められた。

(注意事項)

契約を未決裁で執行している事例が見受けられた。契約手続きは、適正に処理するよう注意する。